

奈良県公安委員会告示第21号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年3月13日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

- 1 犯罪被害者等早期援助団体の名称
公益社団法人なら犯罪被害者支援センター
- 2 変更に係る事項
住所及び援助事業を行う事務所の所在地
（変更前） 奈良市橋本町3番地の1
（変更後） 奈良市東向中町6番地
- 3 変更年月日
平成24年3月14日